

令和6年度 入札契約制度等の見直し概要

公契約大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与するため、次のとおり、入札契約制度等の改正を行いました。

1. 入札参加資格確認申請時における配置予定技術者調書等の簡略化 【令和5年度からの再掲】

入札事務の負担軽減のため、資格申請に関する書類の一部を簡素化

- ・ 配置予定技術者調書の記載事項の簡略化
- ・ 入札参加資格確認申請時における資格等確認資料の添付を省略（落札決定後、落札者に限って提出を求めて審査）

2. 週休2日制工事実施要領の策定【令和5年度からの再掲】

建設労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善などを促進するため、週休2日制工事を試行から全面実施へ移行

3. 土木設計業務等委託契約における設計変更ガイドラインの策定 【令和5年度からの再掲】

土木設計業務等委託契約における設計変更の円滑化及び適正化を図るため、設計変更ガイドラインを策定

4. 測量等業務に係る最低制限価格の設定基準の改正

国土交通省の低入札価格調査基準の算入率等の見直しに伴い、公契約大綱に基づき、最低制限価格の算入率等を見直し

5. 総合評価競争入札の落札者決定基準等の改定

P D C A サイクルに基づく検証等を踏まえ、総合評価競争入札の落札者決定基準等を改定

- ・ 地域活性型の評価タイプの統合（9タイプ → 6タイプ）
- ・ 評価項目の見直し（女性又は若手技術者評価の変更等）
- ・ その他（配置予定技術者の従事している工事件数における従事期間変更等）

6. 現場技術者の専任合理化（複数工事を1とみなす工事）

「建設工事と技術者の配置について」における、同一の建設業者が契約を締結する複数工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することの取扱いを制定

7. 現場技術者の専任合理化（情報通信機器の活用等による兼任）

建設業法が改正されたことに伴い、監理技術者等の専任義務の合理化を図るため、「建設工事と技術者の配置について」を改正

- ・ 営業所技術者等と監理技術者等との兼任
- ・ ICT活用による複数の専任工事の兼任（専任特例1号）
- ・ 監理技術者補佐の配置による複数の専任工事の兼任（専任特例2号）

8. 工期遅延・物価高騰のおそれ情報の通知

建設業法が改正されたことに伴い、建設業者が通知しなければならないとされた、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれ情報の取扱いを制定

9. 監理技術者等の専任を要する請負代金額等の見直し

建設業法が改正されたことに伴い、特定建設業の許可及び監理技術者の配置を要する下請代金額、主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額等を引き上げ

10. 金入設計書の情報提供

手続きの簡素化や審査期間の短縮等を図るため、情報公開制度により公開してきた建設工事等の金入設計書を情報提供の対象に移行

1. 入札参加資格確認申請時における配置予定技術者調書等の簡略化 【令和5年度からの再掲】

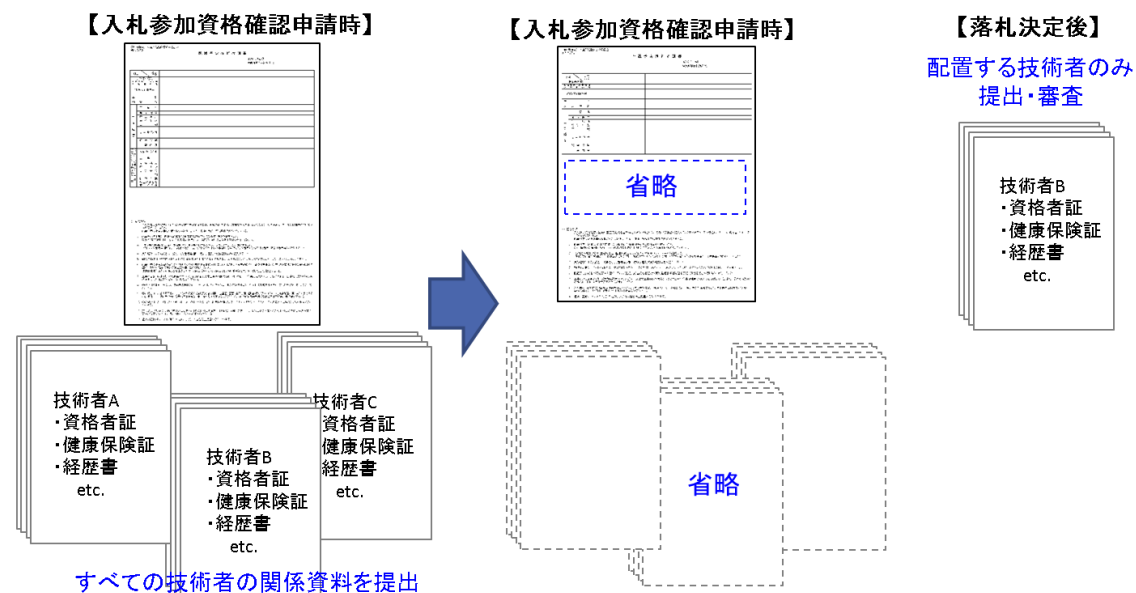
1. 主 旨

入札事務の負担軽減のため、配置予定技術者調書の記載内容等を簡略化します。

2. 内 容

入札事務の負担軽減のため、次のとおり取り扱いを変更します。

- ・配置予定技術者調書(様式)の変更
(同時に入札参加する工事等の記載を省略)
- ・技術者の資格・雇用関係等を証する書類の提出時期の変更
(落札決定後に、実際に配置する予定の技術者分のみを提出・審査)



3. 適用日

令和6年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用。

2. 週休2日制工事実施要領の策定 【令和5年度からの再掲】

1. 主 旨

建設産業は他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっており、労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手の確保につなげるため、週休2日制工事の試行を進めてきました。

今般、実施要領を策定し、試行から全面実施へ移行しました。

2. 適用日

令和6年4月1日から施行。

3. 土木設計業務等委託契約における設計変更ガイドラインの策定 【令和5年度からの再掲】

1. 主 旨

土木設計業務等委託契約において、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておくことにより、設計変更の円滑化および適正化を図るため、設計変更ガイドラインを策定しました。

2. 適用日

令和6年4月1日から施行。

4. 測量等業務に係る最低制限価格の設定基準の改正

1. 主 旨

国土交通省の低入札価格調査基準の算入率等の見直しに伴い、公契約大綱に基づき、最低制限価格の算入率等を見直しました。

2. 内 容

(1) 最低制限価格の設定範囲の改正

(2) 最低制限価格の算定に使用する諸経費等の算入率の改正

測量業務(諸経費算入率の改正)

旧	R1(H31).5改正	新	R6.5改正	R6.8改正
直接測量費	×	1.00	×	1.00
測量調査費	×	1.00	×	1.00
諸経費	×	0.48	×	0.50
設定範囲	予定価格の 6.0/10～8.2/10	予定価格の 6.0/10～8.2/10	予定価格の 6.0/10～8.2/10	(改正なし)

建築関係の建設コンサルタント業務(設定範囲の改正)

旧	H26.12導入	新	R6.5改正	R6.8改正
直接人件費	×	1.00	×	1.00
特別経費	×	1.00	×	1.00
技術料等経費	×	0.60	×	0.60
諸経費	×	0.60	×	0.60
設定範囲	予定価格の 6.0/10～8.0/10	予定価格の 6.0/10～8.1/10	予定価格の 6.0/10～8.1/10	(改正なし)

土木関係の建設コンサルタント業務(設定範囲、諸経費算入率の改正)

旧	R1(H31).5改正	新	R6.5改正	R6.8改正
直接人件費	×	1.00	×	1.00
直接経費	×	1.00	×	1.00
その他原価	×	0.90	×	0.90
一般管理費	×	0.48	×	0.50
設定範囲	予定価格の 6.0/10～8.0/10	予定価格の 6.0/10～8.1/10	予定価格の 6.0/10～8.1/10	(改正なし)

地質調査業務(諸経費算入率の改正)

旧	R1(H31).5改正	新	R6.5改正	R6.8改正
直接調査費	×	1.00	×	1.00
間接調査費	×	0.90	×	0.90
解析等調査業務費	×	0.80	×	0.80
諸経費	×	0.48	×	0.50
設定範囲	予定価格の 2/3～8.5/10	予定価格の 2/3～8.5/10	予定価格の 2/3～8.5/10	(改正なし)

補償コンサルタント業務(設定範囲、諸経費算入率の改正)

旧	R1(H31).5改正	新	R6.5改正	R6.8改正
直接人件費	×	1.00	×	1.00
直接経費	×	1.00	×	1.00
その他原価	×	0.90	×	0.90
一般管理費	×	0.45	×	0.50
設定範囲	予定価格の 6.0/10～8.0/10	予定価格の 6.0/10～8.1/10	予定価格の 6.0/10～8.1/10	(改正なし)

特別なもの(設定範囲の改正)

旧	R1(H31).5改正	新	R6.5改正	新	R6.8改正
設定範囲	予定価格の 6.0/10～8.0/10	設定範囲	予定価格の 6.0/10～8.2/10	設定範囲	予定価格の 6.0/10～8.1/10

3. 適用日

- ・ 令和6年5月1日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用。
- ・ 令和6年8月1日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用。

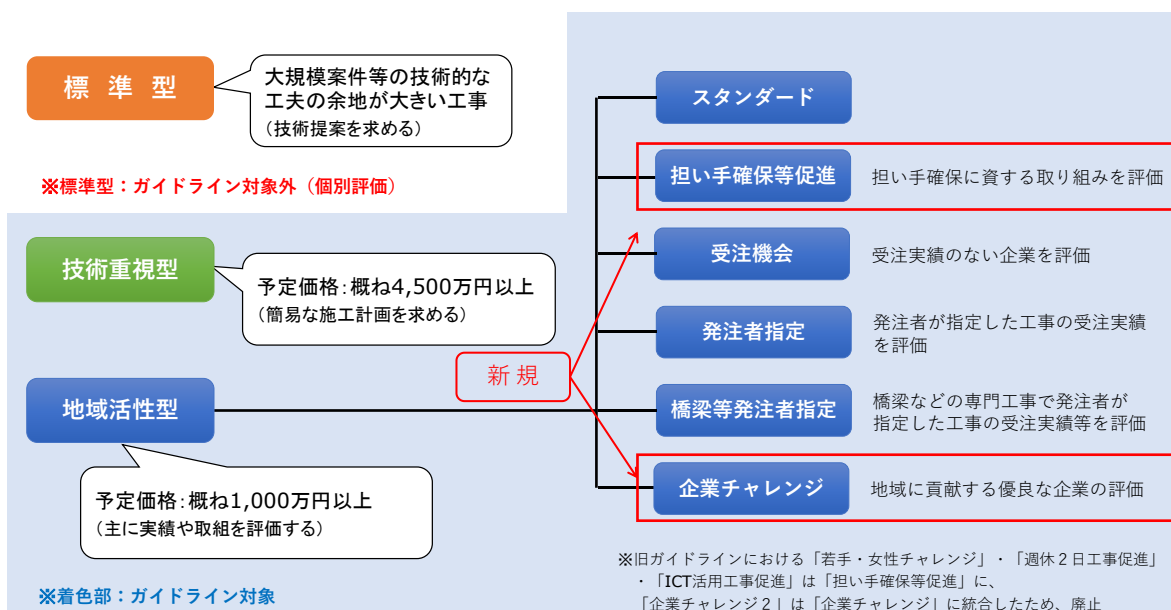
5. 総合評価競争入札の落札者決定基準等の改定

1. 主 旨

P D C A サイクルに基づく検証等を踏まえ、総合評価競争入札の落札者決定基準等を改定しました。

2. 内 容

- (1) 地域活性型の評価タイプの統合（9タイプ → 6タイプ）
- (2) 評価項目の見直し
 - ① 女性又は若手技術者評価の変更
 - ② 週休2日工事の取組評価の変更
 - ③ 雇用評価の変更（廃止）
- (3) その他
 - ① 「配置予定技術者の従事している工事件数」における従事期間の変更
 - ② 橋梁等発注者指定工事の受注実績等の基準日の変更



2. 適用日

令和6年8月1日以降に入札公告を行う工事から適用

6. 現場技術者の専任合理化（複数工事を1とみなす工事）

1. 主 旨

「建設工事と技術者の配置について」における、「同一の建設業者が契約を締結する複数の工事であって、当該複数工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合には、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理すること」の取扱いを定めました。

2. 内 容

1 同一の工事とみなす複数工事の考え方

- (1) 同一の建築物又は連続する工作物とは、主たる工程（積算体系のレベル2）が同一で、工作物が接しているものをいう。
- (2) 同一の主任技術者又は監理技術者が管理できる複数工事の件数は、同時に2件までを上限とする。
- (3) 施工ヤードが隣接するのみの工事は、同一の工事とみなさない。
- (4) 請負代金額が次の表に掲げる上限額以上の工事は、同一の工事とみなさない。

業種区分	上限額
土木一式工事(PC工事を除く)、舗装工事、造園工事	1.2億円
建築一式工事	3.0億円
電気工事、管工事	1.5億円
その他	5.0億円

- (5) 京都府発注の工事にあつては、総合評価競争入札による工事は、同一の工事とみなさない。

2 承諾方法等

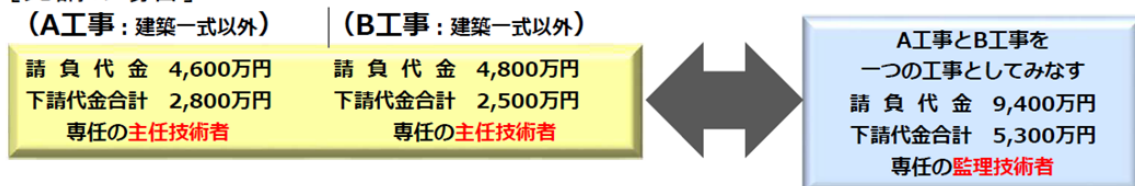
「複数工事を同一工事として取り扱うことに関する承諾書」により協議し、承諾を得てください。
ただし、京都府以外の注文者（発注者）が行う書面による承諾については、自由様式とします。

3 留意事項

これら複数工事を一の工事とみなした取扱いとなるため、

- ・同一の工事とみなす複数工事の請負代金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。
- ・同一の工事とみなす複数工事に係る下請金額の合計を4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上とするときは、特定建設業許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければなりません。

[元請の場合]



「建設業法の基づく適正な施工体制と配置技術者」(国土交通省)より

3. 適用日

令和6年12月2日から適用。

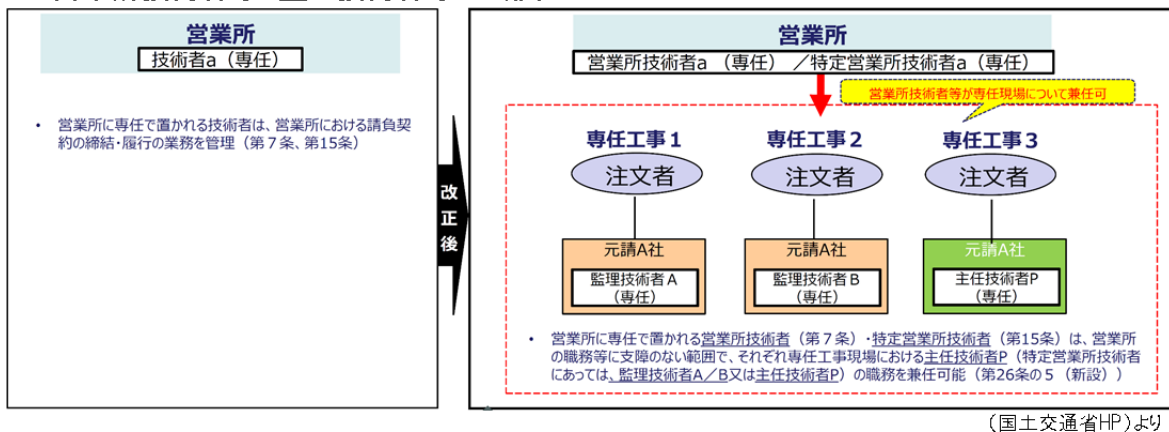
7. 現場技術者の専任合理化（情報通信機器の活用等による兼任）

1. 主 旨

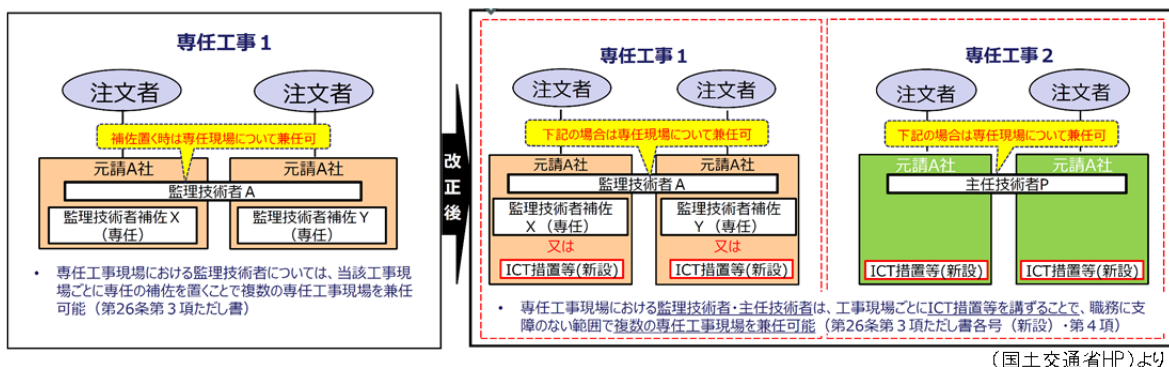
建設業法が改正されたことに伴い、監理技術者等の専任義務の合理化を図るため、「建設工事と技術者の配置について」を改正し、営業所技術者等と監理技術者等との兼任等について規定しました。

2. 内 容

1 営業所技術者等と監理技術者等との兼任



2 ICT活用による複数の専任工事の兼任(専任特例1号)



3 監理技術者補佐の配置による複数の専任工事の兼任(専任特例2号)

2. 適用日

令和7年1月1日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用。

8. 工期遅延・物価高騰のおそれ情報の通知

1. 主 旨

建設業法が改正されたことに伴い、建設業者は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないとされ、その取扱いを定めました。

2. 内 容

1 恐れ情報の通知と誠実協議の求め

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等)
第二十条の二 (略)

2 建設業者は、その請け負う建設工事について、**主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。**

3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する**事象が発生した場合には、注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従った工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる。**

4 前項の協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、**誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。**

運用上の留意点 (イメージ)

資材高騰リスクの情報を注文者・受注者の**双方が契約前に共有**
⇒ 契約後に、実際に資材が高騰した場合の負担に関する協議の**円滑化**

- ✓ 受注者は、**把握している範囲**で情報提供すれば足りる
(資材高騰の見込みについての**新たな調査は不要**。根拠は**公表資料**を用いる)
- ✓ 将来のあらゆる可能性を網羅した膨大なリスク情報を提供しても、**負担協議の円滑化には寄与しない**おそれがあるので注意

【契約前】
注文者 ← 「資材高騰のおそれあり」
通知義務 → 受注者

資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】
注文者 ← 「変更方法」に従って
請負代金**変更の協議**
→ 受注者
誠実な協議に努力

- ✓ **事前通知なしでも、契約上の「変更方法」に基づき協議は可能**
- ✓ 「誠実」な協議とは、協議のテーブルに着いたうえで、申出の内容を真摯に聞き、変更の申出に至った背景事情を十分理解し、対等な立場から互いの意思が合致するようにできる限り努力が必要
- ✓ 誠実に協議した上で、双方合意として**価格変更しないこともあり得る**。
(必ず契約変更することを定めた規定ではない)

注文者は、リスク発生時の契約変更協議については誠実に対応する努力義務
(申し出られた協議の門前払い、申し出を理由とした不利益な取り扱い等は**禁止**)

今後、制度運用上の留意点をガイドラインとしてとりまとめ、**変更協議促進という制度趣旨にかなう通知や協議の方法を周知予定**

(国土交通省HP)より

2 対象工事

全ての建設工事

3 通知方法

落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)が落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでの間に、別記様式による通知書を提出し、契約に関する事務を担当する組織の長が、これを受領することにより行うものとする。

3. 適用日

令和6年12月19日から適用。

9. 監理技術者等の専任を要する請負代金額等の見直し

1. 主 旨

建設業法が改正されたことに伴い、「建設工事と技術者の配置について」を改正し、特定建設業の許可及び監理技術者の配置を要する下請代金額、主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額等を引き上げました。

2. 内 容

- (1) 特定建設業の許可及び監理技術者の配置を要する下請代金額の引き上げ
 - ・ 建築一式工事以外 : 4,500 万円 から 5,000 万円 に引き上げ
 - ・ 建築一式工事 : 7,000 万円 から 8,000 万円 に引き上げ
- (2) 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の引き上げ
 - ・ 建築一式工事以外 : 4,000 万円 から 4,500 万円 に引き上げ
 - ・ 建築一式工事 : 8,000 万円 から 9,000 万円 に引き上げ
- (3) 下請負人の主任技術者の配置を不要にできる特定専門工事の下請代金額の引き上げ
 - ・ 4,000 万円 から 4,500 万円 に引き上げ

	監理技術者の配置が必要となる 下請契約の金額		専任の現場配置技術者を必要とする 建設工事の請負代金額	
	現行	改正	現行	改正
建築一式工事以外	4,500万円	5,000万円	4,000万円	4,500万円
建築一式工事	7,000万円	8,000万円	8,000万円	9,000万円

3. 適用日

令和7年2月1日から適用。

10. 金入設計書の情報提供

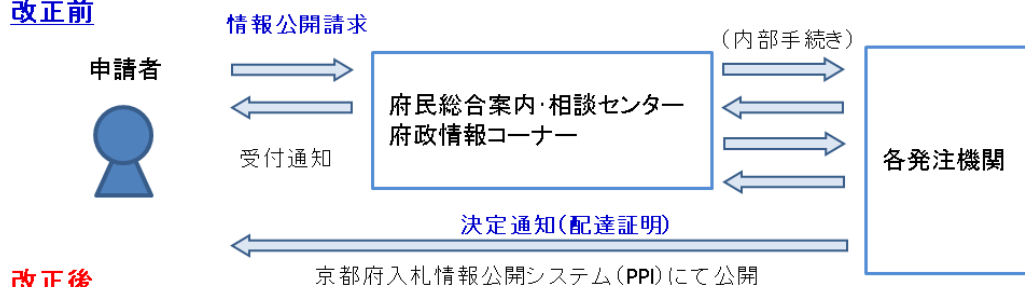
1. 主 旨

建設工事等の金入設計書は、京都府情報公開条例に基づき、情報公開制度により公開してきましたが、同制度によらない情報提供の対象とし、手続きの簡素化や審査期間の短縮等、入札契約制度の更なる透明性の確保を図ることとしました。

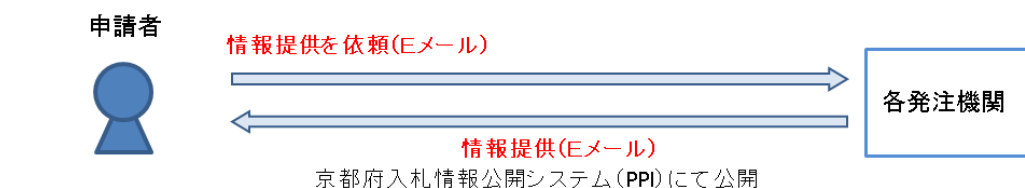
2. 内 容

1 事務フロー

改正前



改正後



2 具体的な手続き等

- (1) 情報提供件名表(別記第1号様式)を各発注機関(入札公告文に記載されている「契約に関する事務を担当する組織」)あて提出してください。
- (2) 提出方法は原則、電子メールによることとします。ただし、発注機関から別の方法を指示された場合は、これに従ってください。
- (3) 複数の案件をまとめて申請いただけますが、発注機関をまたがる場合は、それぞれの発注機関が所管している案件に分割し、各発注機関あて申請してください。
(例) A土木事務所発注のa工事,b工事,c工事と、B土木事務所発注のd工事,e工事の情報提供を依頼する場合
→a工事,b工事,c工事を記載した情報提供件名表をA土木事務所へ提出
d工事,e工事を記載した情報提供件名表をB土木事務所へ提出
- (4) これまで同様、京都府入札情報公開システム(PPI)にパスワード付きのPDFファイルでアップロードしますので、後日、申請いただいたメールアドレスあてに送信するパスワードを用いて、内容を御確認ください。
- (5) 情報提供は契約締結日の翌日以降に行います。

3 メールアドレス

京都土木	kyodo-kikakusomu@pref.kyoto.lg.jp	丹後土木	tanshin-do-tango@pref.kyoto.lg.jp
乙訓土木	yamashin-do-oto@pref.kyoto.lg.jp	流域下水道	ryuiki-soumu@pref.kyoto.lg.jp
山城北土木	y-d-k-somu@pref.kyoto.lg.jp	大野ダム総合管理	dam-shomu@pref.kyoto.lg.jp
山城南土木	yamashin-do-minami@pref.kyoto.lg.jp	京都府営水道	kyosui-somu@pref.kyoto.lg.jp
南丹土木	n-d-n-somu@pref.kyoto.lg.jp	公営企業管理	kokan-kosui@pref.kyoto.lg.jp
中丹東土木	c-d-h-somu@pref.kyoto.lg.jp	港湾局	kowan-kikaku@pref.kyoto.lg.jp
中丹西土木	c-d-n-kikakusomu@pref.kyoto.lg.jp		

3. 適用日

令和7年4月1日から施行。